

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年1月31日

徳島県知事 殿

徳島県三好市池田町マチ 2191-1  
阿波池田商工会議所  
会頭 丸浦 世造

徳島県三好市池田町シンマチ 1500-2  
三好市 市長 高井 美穂

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：南 誠 司

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

地域の概要・立地

三好市は徳島県の西端にあり、西は愛媛県、南は高知県、北は香川県に接して四国の中央部に位置しており、市域面積は721.42km<sup>2</sup>で、徳島県全体の17.4%を占め、約86%が森林である。

三好市は、平成18(2006)年3月1日、三好郡の旧三野町、池田町、山城町、井川町、東祖谷山村、西祖谷山村の6町村が合併して誕生した。

阿波池田商工会議所の管轄エリアである旧池田町は、古くから交通の要衝であったため宿場町としての歴史もあり、さらに古くから三好郡における政治・経済の中心地で、現在においても県西部の中核として都市機能が集積している。

商業については、JR阿波池田駅を核として、商業集積を形成しており、公共公益施設も三好市関係の施設や、国や徳島県の関係機関の支所等が立地している。そして公共交通は、JR阿波池田駅が鉄道の拠点だったこともあり、JR四国の幹線である土讃線、徳島線が結節し、さらに徳島自動車道、井川池田インターチェンジや高速バスターミナルも存在し、四国内・関西圏と結ばれている。

三好市は、香川県との県境に阿讃山脈、南には県下標高の高い「剣山」をはじめとする千数百メートル級の急峻な山々で構成される四国山地がある。

また市内を横切る一級河川「吉野川」は、暴れ川として「四国三郎」の異名を持つように繰り返し水害や土砂災害が発生するため防災対策が進められている。池田町付近までの吉野川は、深いV字谷を形成するが、池田町で直角に東向きに流れを変え、下流域は穏やかに流下して平野を形成している。



(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

三好市のハザードマップによると、「想定最大規模の降雨」(おおむね1000年に1度を超える確率)時は、吉野川流域で「10~20m」市街地で「5~10m」となる地域がある。

「計画規模の降雨」(おおむね100年に1度の確率)時は、市街地で「0.5m~3m」最大で「3m~5m」と想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

三好市のハザードマップによると、池田町内の山間地をはじめ町内各地に多数の急傾斜地崩壊危険箇所、地滑り危険箇所、土石流危険箇所が存在し、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されている地域がある。

(地震：J-SHIS ほか)

平成 24 年に国が公表した「南海トラフの巨大地震の震源モデル (M9.1)」をもとに「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを算出した「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定 (平成 25 年)」によると、南海トラフ地震による三好市内の震度予測は震度 6 弱から震度 6 強となっている。同じく液状化分布予測では、吉野川沿い平野部を中心に「極めて高い」危険度エリアが一部想定される。

直下型地震では「中央構造線断層帯」を震源とする地震が 30 年以内に発生する確率は 0～0.4% であり、地震の規模はマグニチュード 8.0 程度もしくはそれ以上と想定されている。国の「主な活断層における発生確率のランク」は「A ランク (やや高い)」に区分。

「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定 (平成 29 年)」によると、三好市内の震度予測は震度 5 弱から震度 6 強となっている。同じく液状化分布予測では、吉野川沿い平野部を中心に「高い」危険度エリアが一部想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分は免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

三好市内の吉野川流域地域では、これまで幾度か水害が発生した。特に平成 16 年 10 月の台風 23 号では、床上浸水 745 戸、床下浸水 1975 戸の被害が発生した。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 896 者
- ・小規模事業者数 613 者

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設	107	74	町内広く分布
製造	63	43	〃
電気・通信	9	6	〃
運輸	18	12	〃
卸売・小売	246	169	〃
金融・不動産	63	43	〃
観光・サービス	305	208	〃
その他	85	58	〃

(3) これまでの取組

1) 三好市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当商工会議所の取組

- ・事業者 B C P 等に関する国、県の施策の周知
- ・事業者 B C P 等に関するセミナーの開催
- ・三好市が行う商工業者の被害調査及び応急対策への協力
- ・三好市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・防災備品を備蓄

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・実施期間中における事業者BCP等策定支援事業者数の目標：計25事業者  
(令和5年度：5事業者、令和6年度：5事業者、令和7年度：5事業者、令和8年度：5事業者、令和9年度：5事業者)
- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と三好市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## IV その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と三好市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

- ・三好市の防災計画と、本計画との整合性を整理し、発災時に速やかな応急対応策等に取り組めるようにする。
  - 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
    - ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
    - ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
    - ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）や事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
    - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年度策定済み

3) 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当所と三好市で協議会を適時開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（南海トラフ地震等）が発生したと仮定し、三好市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認及び報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と三好市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と三好市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を役職員が情報収集できる範囲で確認し、2日以内に情報共有する。  
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で瓦が飛ぶ、窓ガラスが割れる等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で瓦が飛ぶ、窓ガラスが割れる等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った程度の情報がない</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

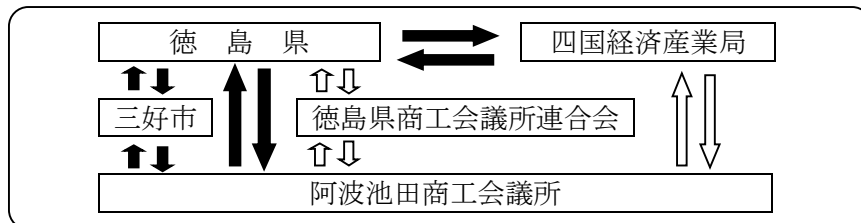
- ・本計画により、当所と三好市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
2週間以降	適宜必要に応じて共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と三好市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と三好市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は三好市より県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、三好市と相談する（当所は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国や県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

#### (3) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

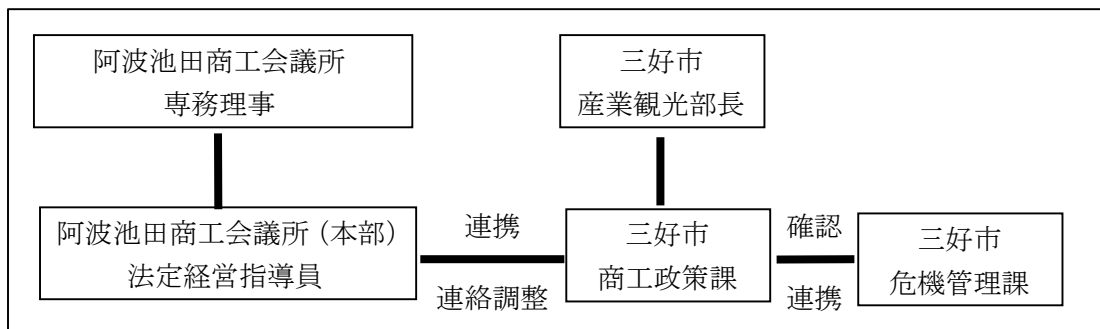
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 南 誠 司 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

- ・阿波池田商工会議所  
〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ 2191-1  
TEL : 0883-72-0143 / FAX : 0883-72-6466  
E-mail : ikedacci@cn02.awaikeda.net

②関係市町村

- ・三好市商工政策課  
〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ 2145-1  
TEL : 08883-72-7645 / FAX : 0883-76-0203  
E-mail : shoukouseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp
- ・三好市役所危機管理課  
〒778-0002 徳島県三好市池田町シンマチ 1500-2  
TEL : 08883-72-7625 / FAX : 0883-72-7203  
E-mail : kikikanri@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



